

交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会
技術安全ワーキンググループの議決について

交通政策審議会陸上交通科会自動車交通部会運営規則（抜粋）

（ワーキンググループ）

第一条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適当であると認めるときは、部会の議決とすることができる。

（ワーキンググループの委員）

第二条 ワーキンググループに属すべき委員等（陸上交通分科会運営規則第三条の「委員等」という。以下同じ。）は、自動車交通部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

（ワーキンググループの委員長）

第三条 ワーキンググループに、委員長を置き、当該ワーキンググループに属する委員等から、部会長が指名する。

2 ワーキンググループは委員長が招集する。

3 委員長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該ワーキンググループに属する委員等のうち委員、当該議事に関係のある臨時委員に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。